



令和4年5月20日
道路局道路交通管理課

特殊車両通行確認システムの不具合への対応について

特殊車両の道路の通行に関して、通行可能経路を指定するシステムの運用を4月1日から開始していますが、このシステムにエラーがあることが判明しましたので発表いたします。

誤ったシステムを用いて特殊車両が通行可能との回答を出したことにより、特殊車両を通行させる申請者の方々をはじめ、関係者にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

詳細につきましては、別紙をご参照ください。

問い合わせ先：国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 田中、中西

電話：03-5253-8111(内線 37436、37432) 直通：03-5253-8483 FAX：03-5253-1617

特殊車両通行確認システムの不具合について

1. 事案の概要について

- 令和4年4月に運用開始した、特殊車両通行確認システムについて、プログラムの誤りにより、本来通行できない車両の通行を認めていたことが5月12日に判明しました。
- 特殊車両通行確認システムは、国土交通省関東地方整備局が（株）建設技術研究所・（株）日立製作所へプログラムの開発業務を発注して作製しました。
- （一財）道路新産業開発機構[※]が、このシステムを用いて、利用者に通行可能経路の回答などを行っています。
※特車新制度の業務（車両の登録、通行可能な経路の確認等）を実施する一般財団法人として、道路法に基づき国土交通大臣が指定した指定登録確認機関

2. プログラムの誤りの内容について

- 特殊車両通行確認システムは、特殊車両を走行させる運送会社等の申請者が、通行させる車両の重さや長さ、車両の種類（ばら積み貨物を運搬できる車両かどうか等）等を自ら登録し、即時に車両が通行できる経路を自動で検索して許可証と同等の効力を持つ回答書を作成するシステムです。
- 経路の検索に際しては、例えば、ばら積み貨物を運搬する車両の軸重が10トンを超えている場合は経路検索を行わない等、車両の種類に応じて、システムが自動的に検索を行う上限値が定められています。
- 今回の不具合は、ばら積み貨物を運搬する車両等について、その上限値を超えていないことを確認するプログラムが搭載されていなかったために、発生しました。
【資料1—1、1—2】

3. 誤って経路の回答を行った件数

- このシステムを用いて、本年4月1日から5月12日までに480件、73社に回答を行っています。
- このうち107件（約1／5）、23社に対して、上限値を超えたにもかかわらず、本来不許可となるべき申請について、通行可能であるとの誤った回答を行いました。【資料2】

4. 対応状況

(1) 申請者の方に対する走行中止の要請について

○5月12日にシステムエラーが判明した後、誤った回答書が発行された全ての申請をした事業者(23社)に対して、5月13日に走行の中止を要請しました。

○このうち2社については、中止の要請が間に合わず、走行したことが確認されたため、再度走行の中止を要請しております。

○この結果、5月16日時点で、全ての事業者に通行を中止いただいたことを確認しております。

○通行を中止していただいた23社については、積載物の減量等により条件を変更して回答書を再発行させていただくことにより、通行していただくことが可能となります。

○回答書の再発行のため、事業者にご連絡を差し上げ、条件変更等の対応をさせていただいております。走行中止を要請させていただいた23社の対応状況は以下の通りです(5月20日現在)。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・ 新たに回答書を再発行させていただいた社 | 16社 |
| ・ 新たに回答書の再発行を予定している社 | 1社 |
| ・ 事業者から再発行は不要とご回答があった社 | 4社 |
| ・ 事業者と引き続き回答書の再発行の調整中である社 | 2社 |

○なお、回答書が発行された4月以降に、誤った回答書に基づく走行があったかどうかは国土交通省が現在確認中です。

(2) システムの改修について

○5月18日に、今回の不具合の原因となったプログラムの改修を行いました。

5. 今後の対応

○再発防止に向け、特殊車両通行確認システムについて、今回の誤りに限らず、照査を改めて実施します。

○運送会社等の利用者の方々にご迷惑をおかけし、深くお詫びします。

<参考資料>

資料3 特殊車両通行制度の概要

資料4 特殊車両通行許可・確認制度について

特殊車両通行許可・確認制度について

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度

申請
(1経路毎)

申請内容
車両情報 発着地 経路 重量



審査

協議(地方公共
団体)

※手作業

決裁・許可証
発行

許可(申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

約24日
(R2年度)

事業者の手続

行政の手続

実際の
通行

通行時/通行後

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録
(1回のみ)

入力情報

車両情報

ETC2.0

重量の
把握方法

車両条件の確認

経路の検索(確認請求)
(ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

発着地

経路

重量

即時

通行可能な経路を回答(ウェブ上で即時に地図表示)



通行

(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り

- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

<システムの不具合>

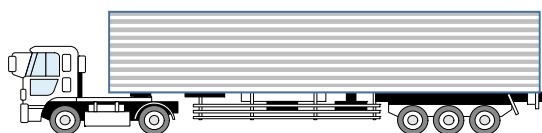
経路検索前に行う車両条件の確認機能の内、構造又は貨物が特殊な車両の寸法・重量の上限値との整合を確認する機能が欠落

		主な機能	
必要な登録機能に	車両諸元と車検証情報の整合を確認		○
	ETC2.0車載器登録有無の確認		○
経路検索前に必要な機能	複数の車両をまとめて算定するための機能(車両合成値の計算)		○
	自動算定可能な寸法・重量の上限値との整合性判定		
車両条件の確認に必要な機能	全車両共通の上限値との整合		○
	構造又は貨物が特殊な車両の上限値との整合		×
経路検索に必要な機能	全国の通行可能経路を探索		○
	起終点到に接続する経路のみを抽出		○
	車種区分に応じた通行条件緩和の可能性の判定		○
	抽出した経路の通行条件の設定		○

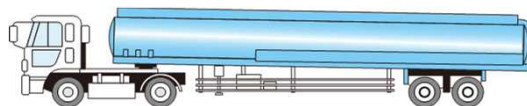
構造又は貨物が特殊な車両（特例 8 車種・新規格車・海上コンテナ）

■ 特例 8 車種 『車両の構造が特殊』

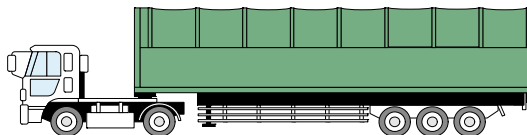
【①バン型セミトレーラ】



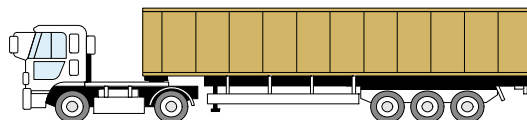
【②タンク型セミトレーラ】



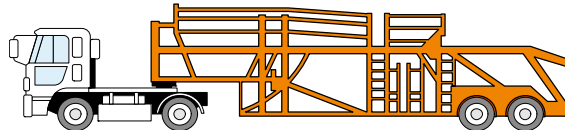
【③幌枠型セミトレーラ】



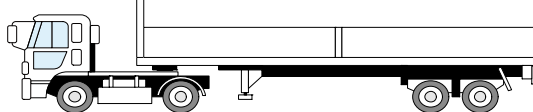
【④コンテナ用セミトレーラ】



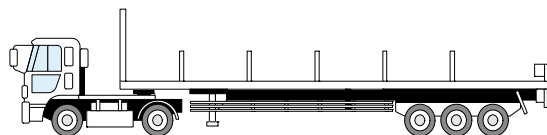
【⑤自動車運搬用セミトレーラ】



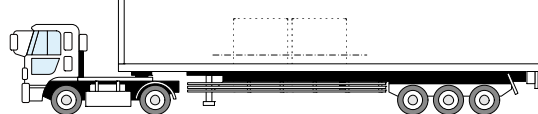
【⑥あおり型セミトレーラ】



【⑦スタンション型セミトレーラ】



【⑧船底型セミトレーラ】タイプ I



■ 新規格車 『車両の構造が特殊』

20t
超



■ 海上コンテナ 『貨物が特殊』

【国際海上コンテナ用セミトレーラ】



「本来の上限値」と「誤った回答」により超過して許可した値の状況

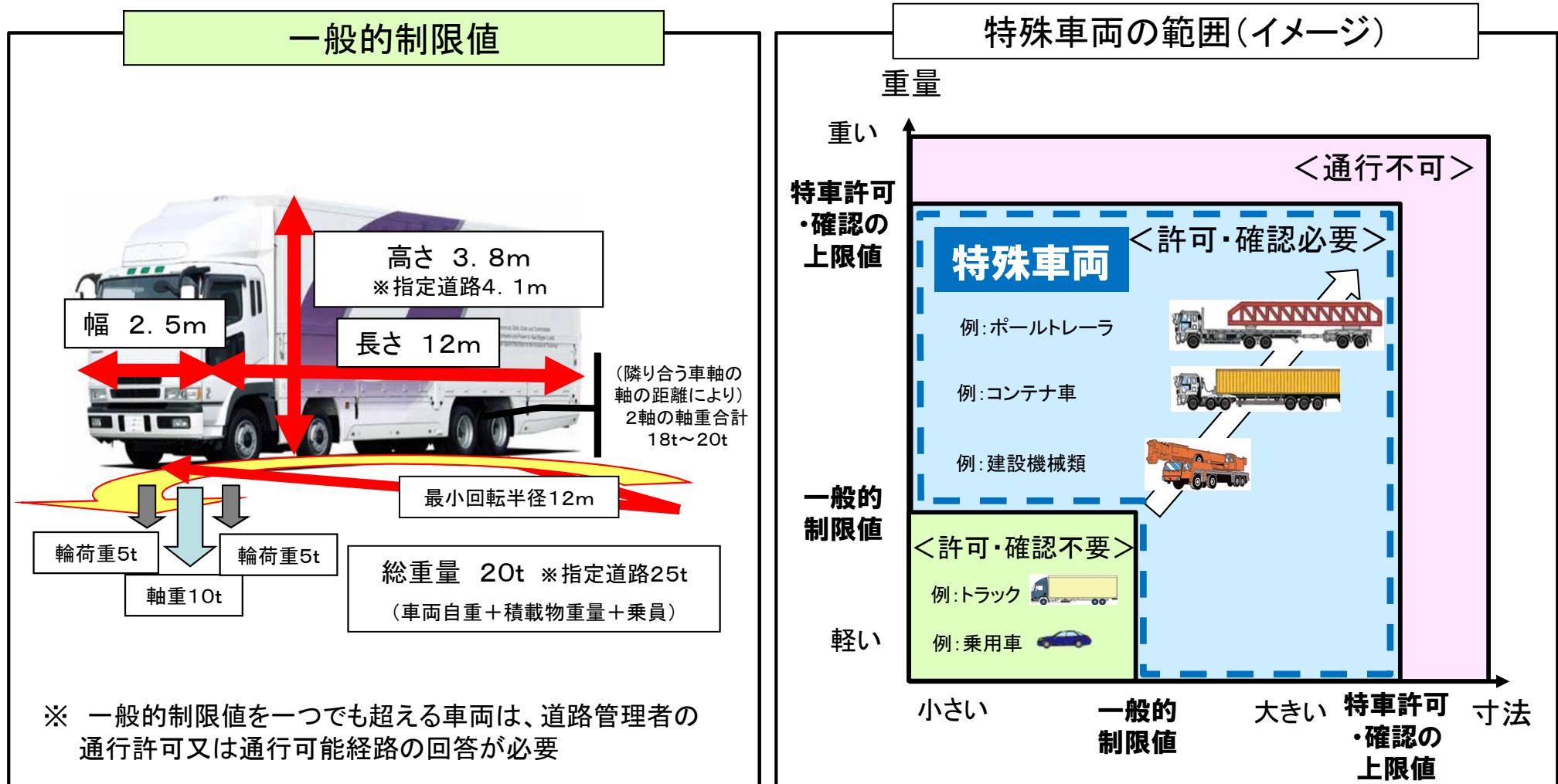
主な車両諸元		回答書数	本来の上限値	誤った回答	
				平均値	最大値
重量	軸重	40	10トン	12.2トン	20.2トン
	隣接軸重	44	18トン	18.5トン	20.0トン
		5	20トン	20.1トン	20.2トン
	輪荷重	40	5トン	6.1トン	10.1トン
	総重量	6	20トン	21.2トン	21.9トン
		2	22トン	23.7トン	24.9トン
2		44トン	45.2トン	45.6トン	
寸法	長さ	9	17m	17.8m	17.9m
	高さ	4	3.8m	4.1m	4.1m
	幅	1	2.5m	3.0m	3.0m

※

※例えば、軸重の本来の上限値は10トンですが、誤った回答により、平均12.2トン、最大20.2トンの車両の走行を許可していました。

特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



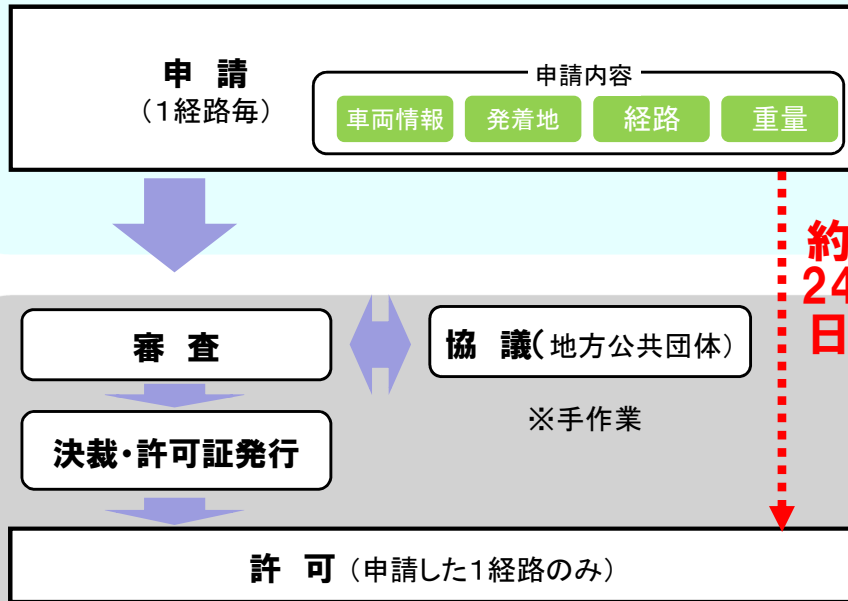
特殊車両通行許可・確認制度について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通確認行制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度



約24日 (R2年度)

通行
(許可を受けた1経路を通行可)



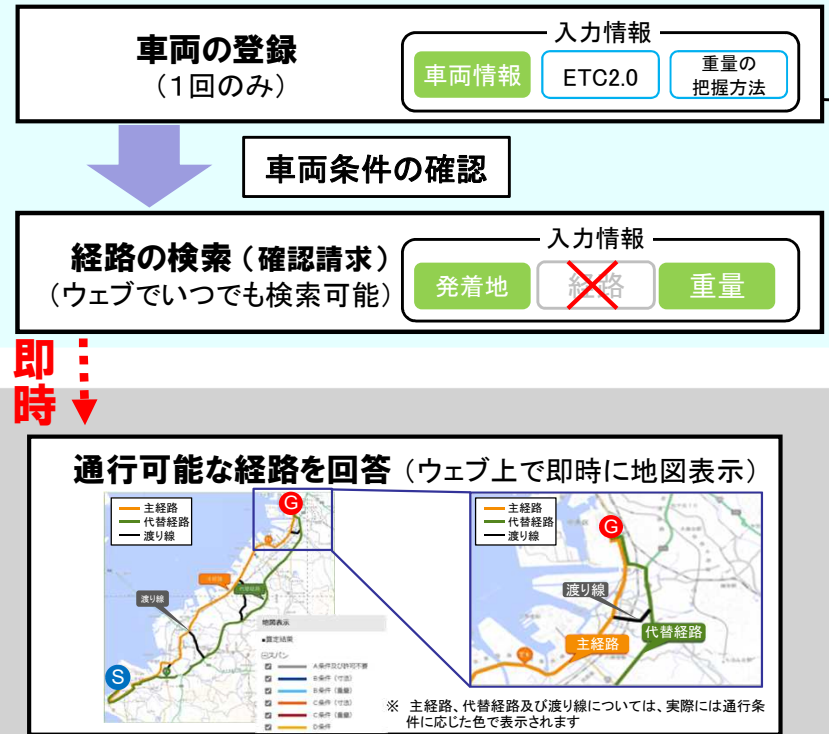
取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



即時

通行
(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り +
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

※国土交通大臣は、登録等の事務を行わせるため、道路法に基づき(一財)道路新産業開発機構を指定登録確認機関として指定